

(別紙)

平成 26 年 6 月 23 日付課法 6-8 ほか 3 課共同「法人税申告書別表一(一)等の記載項目の追加等について」(法令解釈通達)のうち、次表の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改正する。

改正後

改正前

(1 別表一(一))

(1 別表一(一))

OCR入力用 この用紙はとじこまないでください。この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。法 FB0602

OCR入力用 この用紙はとじこまないでください。この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。法 FB0601

納税地、法人名、代表者住所、事業種目、同非区分、経理責任者、申告年月日、申告区分

納税地、法人名、代表者住所、事業種目、同非区分、経理責任者、申告年月日、申告区分

平成 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書
課税事業年度分の地方法人税 申告書
(中間申告の場合 平成 年 月 日)
この申告書による法人税額の計算

平成 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書
課税事業年度分の地方法人税 申告書
(中間申告の場合 平成 年 月 日)
この申告書による法人税額の計算

Table with 15 rows for tax calculation: 所得金額又は欠損金額, 法人税額, 控除税額, 中間申告分の法人税額, etc.

Table with 15 rows for tax calculation: 所得金額又は欠損金額, 法人税額, 控除税額, 中間申告分の法人税額, etc.

Table with 12 rows for local tax calculation: この申告書による地方法人税額の計算, 課税標準額, 地方法人税額, etc.

Table with 12 rows for local tax calculation: この申告書による地方法人税額の計算, 課税標準額, 地方法人税額, etc.

法 0301-0101 税理士署名押印

法 0301-0101 税理士署名押印

別表一(一) 普通法人(特定の医療法人を除く)、一般社団法人等及び人格のない社団等の分(平二十七・四・一以後終了事業年度等用)

別表一(一) 普通法人(特定の医療法人を除く)、一般社団法人等及び人格のない社団等の分(平二十六・十・一以後開始事業年度等用)

改正後

(2 別表一(一)次葉)

		事業 年度等	.	.	法人名		
法人税額の計算							
中小法人等の場合	(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	48	000	(48)の15%相当額	52		
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額(1)-(48)	49	000	(49)の25.5%又は23.9%相当額	53		
	所得金額(48)+(49)	50	000	法人税額(52)+(53)	54		
その他の場合	所得金額(1)	51	000	法人税額(51)の25.5%又は23.9%相当額	55		
地方法人税額の計算							
	所得の金額に対する法人税額(52)	56	000	(56)の4.4%相当額	58		
	課税留保金額に対する法人税額(53)	57	000	(57)の4.4%相当額	59		
この申告が修正申告である場合の計算							
法人税額の計算	この申告前	所得金額又は欠損金額	60		所得の金額に対する法人税額	68	
		課税土地譲渡利益金額	61		課税留保金額に対する法人税額	69	
		課税留保金額	62		課税標準法人税額(68)+(69)	70	000
		法人税額	63		確定地方法人税額	71	
		還付金額	64	外	中間還付額	72	
		この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額(65-63)若しくは(65+64)又は(64-67)	65	外	00	欠損金の繰戻しによる還付金額	73
この申告前の	欠損金又は災害損失金等の当期控除額	66		この申告により納付すべき地方法人税額(42-71)若しくは(42+72+73)又は((72-43)+(73-(43の外書)))	74	00	
	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	67					

改正前

(2 別表一(一)次葉)

		事業 年度等	.	.	法人名		
法人税額の計算							
中小法人等の場合	(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	48	000	(48)の15%相当額	52		
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額(1)-(48)	49	000	(49)の25.5%相当額	53		
	所得金額(48)+(49)	50	000	法人税額(52)+(53)	54		
その他の場合	所得金額(1)	51	000	法人税額(51)の25.5%相当額	55		
地方法人税額の計算							
	所得の金額に対する法人税額(52)	56	000	(56)の4.4%相当額	58		
	課税留保金額に対する法人税額(53)	57	000	(57)の4.4%相当額	59		
この申告が修正申告である場合の計算							
法人税額の計算	この申告前	所得金額又は欠損金額	60		所得の金額に対する法人税額	68	
		課税土地譲渡利益金額	61		課税留保金額に対する法人税額	69	
		課税留保金額	62		課税標準法人税額(68)+(69)	70	000
		法人税額	63		確定地方法人税額	71	
		還付金額	64	外	中間還付額	72	
		この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額(65-63)若しくは(65+64)又は(64-67)	65	外	00	欠損金の繰戻しによる還付金額	73
この申告前の	欠損金又は災害損失金等の当期控除額	66		この申告により納付すべき地方法人税額(42-71)若しくは(42+72+73)又は((72-43)+(73-(43の外書)))	74	00	
	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	67					

別表一(一)次葉 平二十七・四・一以後終了事業年度等(平二十六・十・一以後開始事業年度等用)

別表一(一)次葉 平二十六・十・一以後開始事業年度等分

(3 別表一 (二))

OCR入力用 この用紙はとじこまないでください。この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。

法

FB0701

納税地、納税額、青色申告、一連番号、整理番号、事業年度(至)、売上金額、申告年月日、申告区分、法人税、課税事業年度分の地方法人税

平成 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書
平成 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書

この申告書による法人税額の計算

Table with columns for calculation items (所得金額、法人税額、控除額等) and amounts in ten thousand yen.

この申告書による地方法人税額の計算

Table with columns for calculation items (課税標準法人税額、所得地方法人税額、外国税額の控除額等) and amounts in ten thousand yen.

税理士署名押印

(3 別表一 (二))

OCR入力用 この用紙はとじこまないでください。この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。

法

FB0701

納税地、納税額、青色申告、一連番号、整理番号、事業年度(至)、売上金額、申告年月日、申告区分、法人税、課税事業年度分の地方法人税

平成 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書
平成 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書

この申告書による法人税額の計算

Table with columns for calculation items (所得金額、法人税額、控除額等) and amounts in ten thousand yen.

この申告書による地方法人税額の計算

Table with columns for calculation items (課税標準法人税額、所得地方法人税額、外国税額の控除額等) and amounts in ten thousand yen.

税理士署名押印

別表一(二) 公益法人等(一般社団法人等を除く)及び協同組合等の分(平二十七年・四・一以後終了事業年度等分(平二十六年・十・一以後開始事業年度等分))

別表一(二) 公益法人等(一般社団法人等を除く)及び協同組合等の分(平二十六年・十・一以後開始事業年度等分)

別表一(二) 公益法人等(一般社団法人等を除く)及び協同組合等の分(平二十七年・四・一以後終了事業年度等分(平二十六年・十・一以後開始事業年度等分))

改正後

(4 別表一(二)次葉)

		事業 年度等	法人名				
法人税額の計算							
特例税率の適用がある場合	(1)のうち800万円相当額以下の金額 $800万円 \times \frac{1}{12}$	35	000	(35)の15%相当額	42		
	(1)のうち(35)を超え年10億円相当額以下の金額 $99,200万円 \times \frac{1}{12}$	36	000	(36)の19%相当額	43		
	(1)のうち年10億円相当額を超える金額 $(1)-10億円 \times \frac{1}{12}$	37	000	(37)の22%相当額	44		
	所得金額 (35)+(36)+(37)	38	000	法人税額 (42)+(43)+(44)	45		
上記以外の場合	(1)の金額又は800万× $\frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額	39	000	(39)の15%相当額	46		
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1)-(39)	40	000	(40)の19%相当額	47		
	所得金額 (39)+(40)	41	000	法人税額 (46)+(47)	48		
地方法人税額の計算							
課税標準法人税額 (27)	49	000	(49)の4.4%相当額	50			
この申告が修正申告である場合の計算							
法人税額の計算	この申告前	所得金額又は欠損金額	51	地方 法人 税額 の 計算	この課税標準法人税額	58	000
		課税土地譲渡利益金額	52		確定地方法人税額	59	
		法人税額	53		欠損金の繰戻しによる還付金	60	
		還付金額	54		外	この申告により納付すべき地方法人税額 (51)-(59)若しくは(51)+(60)又は (60)-(52)外書	61
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (11)-(53)若しくは(11)+(54)又は(54)-(22)	55	外	00			
この申告前の	欠損金又は災害損失金等の当期控除額	56					
	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	57					

別表一(二)次葉 平二十七・四・一以後終了事業年度等分(平二十六・十・一以後開始事業年度等分)

改正前

(4 別表一(二)次葉)

		事業 年度等	法人名				
法人税額の計算							
特例税率の適用がある場合	(1)のうち800万円相当額以下の金額 $800万円 \times \frac{1}{12}$	35	000	(35)の15%相当額	42		
	(1)のうち(35)を超え年10億円相当額以下の金額 $99,200万円 \times \frac{1}{12}$	36	000	(36)の19%相当額	43		
	(1)のうち年10億円相当額を超える金額 $(1)-10億円 \times \frac{1}{12}$	37	000	(37)の22%相当額	44		
	所得金額 (35)+(36)+(37)	38	000	法人税額 (42)+(43)+(44)	45		
上記以外の場合	(1)の金額又は800万× $\frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額	39	000	(39)の15%相当額	46		
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1)-(39)	40	000	(40)の19%相当額	47		
	所得金額 (39)+(40)	41	000	法人税額 (46)+(47)	48		
地方法人税額の計算							
課税標準法人税額 (27)	49	000	(49)の4.4%相当額	50			
この申告が修正申告である場合の計算							
法人税額の計算	この申告前	所得金額又は欠損金額	51	地方 法人 税額 の 計算	この課税標準法人税額	58	000
		課税土地譲渡利益金額	52		確定地方法人税額	59	
		法人税額	53		欠損金の繰戻しによる還付金	60	
		還付金額	54		外	この申告により納付すべき地方法人税額 (51)-(59)若しくは(51)+(60)又は (60)-(52)外書	61
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (11)-(53)若しくは(11)+(54)又は(54)-(22)	55	外	00			
この申告前の	欠損金又は災害損失金等の当期控除額	56					
	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	57					

別表一(二)次葉 平二十六・十・一以後開始事業年度等分

(5 別表一(三))

(5 別表一(三))

OCR入力用 この用紙はとじこまないでください。この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。 法 FB0802

OCR入力用 この用紙はとじこまないでください。この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。 法 FB0801

納税地、法人名、代表者住所、青色申告一連番号、整理番号、事業年度、売上金額、申告年月日、申告区分、添付書類

納税地、法人名、代表者住所、青色申告一連番号、整理番号、事業年度、売上金額、申告年月日、申告区分、添付書類

平成 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書
平成 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書
(中間申告の場合 平成 年 月 日)
(計算期間 平成 年 月 日)

平成 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書
平成 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書
(中間申告の場合 平成 年 月 日)
(計算期間 平成 年 月 日)

この申告書による法人税額の計算

この申告書による法人税額の計算

Table with 13 columns for tax calculation: 1. 所得金額又は欠損金額, 2. 法人税額, 3. 法人税額の特別控除額, 4. 差引法人税額, 5. リース特別控除取戻税額, 6. 土地課税土地譲渡利益金額, 7. 土地譲渡利益金額, 8. 法人税額計, 9. 仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額, 10. 控除税額, 11. 差引所得に対する法人税額, 12. 中間申告分の法人税額, 13. 差引の申告により納付すべき法人税額

Table with 13 columns for tax calculation: 1. 所得金額又は欠損金額, 2. 法人税額, 3. 法人税額の特別控除額, 4. 差引法人税額, 5. リース特別控除取戻税額, 6. 土地課税土地譲渡利益金額, 7. 土地譲渡利益金額, 8. 法人税額計, 9. 仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額, 10. 控除税額, 11. 差引所得に対する法人税額, 12. 中間申告分の法人税額, 13. 差引の申告により納付すべき法人税額

この申告書による地方法人税額の計算

この申告書による地方法人税額の計算

Table with 6 columns for local tax calculation: 30. 課税標準法人税額, 31. 所得地方法人税額, 32. 外国税額の控除額, 33. 仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額, 34. 差引地方法人税額, 35. 中間申告分の地方法人税額, 36. 差引確定地方法人税額

Table with 6 columns for local tax calculation: 30. 課税標準法人税額, 31. 所得地方法人税額, 32. 外国税額の控除額, 33. 仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額, 34. 差引地方法人税額, 35. 中間申告分の地方法人税額, 36. 差引確定地方法人税額

法 001-0103

法 001-0103

税理士署名押印

税理士署名押印

別表一(三) 特定の医療法人の分... 平成二十七年・四・一以後終了事業年度等分(平成二十六年・十・一以後開始事業年度等分)

別表一(三) 特定の医療法人の分... 平成二十六年・十・一以後開始事業年度等分

改正後

(6 別表一(三)次葉)

事業 年度等		法人名					
法人税額の計算							
(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	40	000	(40)の15%相当額	43			
(1)のうち年800万円 相当額を超える金額 (1)-(40)	41	000	(41)の19%相当額	44			
所得金額 (40)+(41)	42	000	法人税額 (43)+(44)	45			
地方法人税額の計算							
課税標準法人税額 (30)	46	000	(46)の4.4%相当額	47			
この申告が修正申告である場合の計算							
この申告額の計算	所得金額又は欠損金額	48	地方の申告額の計算	この申告により納付すべき 地方の申告額の計算	55	000	
	課税土地譲渡利益金額	49		確定地方法人税額	56		
	法人税額	50		中間還付額	57		
	還付金額	51		外	欠損金の繰戻しによる 還付金額	58	
	この申告により納付すべき法人税額 又は減少する還付請求税額 (49-50)若しくは(49+51)又は (51-52)	52		外	この申告により納付すべき 地方の申告額の計算	59	00
この申告前の	欠損金又は災害損失金等 の当期控除額	53	この申告前の	欠損金又は災害損失金等 の当期控除額	53		
	翌期へ繰り越す欠損金 又は災害損失金	54		翌期へ繰り越す欠損金 又は災害損失金	54		

別表一(三)次葉 平二十七・四・一以後終了事業年度等分(平二十六・十・一以後開始事業年度等分)

改正前

(6 別表一(三)次葉)

事業 年度等		法人名					
法人税額の計算							
(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	40	000	(40)の15%相当額	43			
(1)のうち年800万円 相当額を超える金額 (1)-(40)	41	000	(41)の19%相当額	44			
所得金額 (40)+(41)	42	000	法人税額 (43)+(44)	45			
地方法人税額の計算							
課税標準法人税額 (30)	46	000	(46)の4.4%相当額	47			
この申告が修正申告である場合の計算							
この申告額の計算	所得金額又は欠損金額	48	地方の申告額の計算	この申告により納付すべき 地方の申告額の計算	55	000	
	課税土地譲渡利益金額	49		確定地方法人税額	56		
	法人税額	50		中間還付額	57		
	還付金額	51		外	欠損金の繰戻しによる 還付金額	58	
	この申告により納付すべき法人税額 又は減少する還付請求税額 (49-50)若しくは(49+51)又は (51-52)	52		外	この申告により納付すべき 地方の申告額の計算	59	00
この申告前の	欠損金又は災害損失金等 の当期控除額	53	この申告前の	欠損金又は災害損失金等 の当期控除額	53		
	翌期へ繰り越す欠損金 又は災害損失金	54		翌期へ繰り越す欠損金 又は災害損失金	54		

別表一(三)次葉 平二十六・十・一以後開始事業年度等分

(7 別表一の二 (一))

連

平成 年 月 日 納税地 電話() -

連結親法人 整理番号

連結事業年度 (至) 年 月 日

売上金額 年 月 日

申告年月日

申告区分

申告区分

平成 年 月 日 連結事業年度分の法人税 申告書

平成 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書

この申告書による法人税額の計算

1	連結所得金額又は連結欠損金額 (別表四の二「55」の①)	十億	百万	千	円
2	法人税額 (54)又は(55)				
3	法人税額の特別控除額 (別表三の二「27」)				
4	差引法人税額 (2)-(3)				
5	連結納税の承認を取り消された場合等における税に控除された法人税額の特別控除額の加算額 (別表三の二「27」)				
6	土地譲渡税額 (別表三の二「27」)				0
7	同上に対する税額 (21)+(22)+(23)				0
8	課税連結留保金額 (別表三の二「38」)				0
9	同上に対する税額 (別表三の二「46」)				0
10	法人税額計 (4)+(5)+(7)+(9)				0
11	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額				
12	控除税額 ((10)-(11))と(18)のうち少ない金額				
13	差引連結所得に対する法人税額 (10)-(11)-(12)				0
14	連結中間申告分の法人税額				0
15	差引確定(連結中間申告の場合は法人税額(税額としてマイナス) (13)-(14)の場合、(25)へ記入)				0

この申告書による地方法人税額の計算

32	課税標準の金額に相当する法人税額 (4)+(5)+(7)+(9)の外				
33	課税連結留保金額に対する法人税額 (9)				
34	課税標準法人税額 (32)+(33)				0
35	地方法人税額 (58)				
36	課税連結留保金額に係る地方法人税額 (59)				
37	所得地方法人税額 (35)+(36)				
38	外国税額の控除額 (別表六の二「45」)				
39	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額				
40	差引地方法人税額 (37)-(38)-(39)				0
41	中間申告分の地方法人税額				0
42	差引確定(中間申告の場合はその地方法人税額(税額としてマイナス) (40)-(41)の場合、(43)へ記入)				0

この申告による還付金額 (41)-(40)

この申告で申告される修場正合

この申告により前付すべき地方法人税額 (74)

送付を受ける金融機関

銀行 本店・支店 出金所 預金 農協・漁協 本所・支所

ゆうちょ銀行の貯金記号番号

※ 税務署処理欄

税理士署名押印

御注意

1 全支店関係のある全支店関係の法人税額が、次(1)から(5)までのいずれかの法人(以下「大法人」といいます)との間に完全な支配関係がある法人(以下「小法人」といいます)に該当する場合は、小法人を大法人として申告し、大法人の法人税額に小法人の法人税額を加算して申告します。

2 (1)全支店関係のある全支店関係の法人税額が、次(1)から(5)までのいずれかの法人(以下「大法人」といいます)との間に完全な支配関係がある法人(以下「小法人」といいます)に該当する場合は、小法人を大法人として申告し、大法人の法人税額に小法人の法人税額を加算して申告します。

(2)全支店関係のある全支店関係の法人税額が、次(1)から(5)までのいずれかの法人(以下「大法人」といいます)との間に完全な支配関係がある法人(以下「小法人」といいます)に該当する場合は、小法人を大法人として申告し、大法人の法人税額に小法人の法人税額を加算して申告します。

(3)全支店関係のある全支店関係の法人税額が、次(1)から(5)までのいずれかの法人(以下「大法人」といいます)との間に完全な支配関係がある法人(以下「小法人」といいます)に該当する場合は、小法人を大法人として申告し、大法人の法人税額に小法人の法人税額を加算して申告します。

(4)全支店関係のある全支店関係の法人税額が、次(1)から(5)までのいずれかの法人(以下「大法人」といいます)との間に完全な支配関係がある法人(以下「小法人」といいます)に該当する場合は、小法人を大法人として申告し、大法人の法人税額に小法人の法人税額を加算して申告します。

(5)全支店関係のある全支店関係の法人税額が、次(1)から(5)までのいずれかの法人(以下「大法人」といいます)との間に完全な支配関係がある法人(以下「小法人」といいます)に該当する場合は、小法人を大法人として申告し、大法人の法人税額に小法人の法人税額を加算して申告します。

別表一(二) 各連結事業年度の連結所得に係る申告書(普通法人(特定の医療法人を除く))...平成二十七年・四一以後終了連結事業年度等分(平成二十六年・十一以後開始連結事業年度等分)

(7 別表一の二 (一))

連

平成 年 月 日 納税地 電話() -

連結親法人 整理番号

連結事業年度 (至) 年 月 日

売上金額 年 月 日

申告年月日

申告区分

申告区分

平成 年 月 日 連結事業年度分の法人税 申告書

平成 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書

この申告書による法人税額の計算

1	連結所得金額又は連結欠損金額 (別表四の二「55」の①)	十億	百万	千	円
2	法人税額 (54)又は(55)				
3	法人税額の特別控除額 (別表三の二「27」)				
4	差引法人税額 (2)-(3)				
5	連結納税の承認を取り消された場合等における税に控除された法人税額の特別控除額の加算額 (別表三の二「27」)				
6	土地譲渡税額 (別表三の二「27」)				0
7	同上に対する税額 (21)+(22)+(23)				0
8	課税連結留保金額 (別表三の二「38」)				0
9	同上に対する税額 (別表三の二「46」)				0
10	法人税額計 (4)+(5)+(7)+(9)				0
11	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額				
12	控除税額 ((10)-(11))と(18)のうち少ない金額				
13	差引連結所得に対する法人税額 (10)-(11)-(12)				0
14	連結中間申告分の法人税額				0
15	差引確定(連結中間申告の場合は法人税額(税額としてマイナス) (13)-(14)の場合、(25)へ記入)				0

この申告書による地方法人税額の計算

32	課税標準の金額に相当する法人税額 (4)+(5)+(7)+(9)の外				
33	課税連結留保金額に対する法人税額 (9)				
34	課税標準法人税額 (32)+(33)				0
35	地方法人税額 (58)				
36	課税連結留保金額に係る地方法人税額 (59)				
37	所得地方法人税額 (35)+(36)				
38	外国税額の控除額 (別表六の二「45」)				
39	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額				
40	差引地方法人税額 (37)-(38)-(39)				0
41	中間申告分の地方法人税額				0
42	差引確定(中間申告の場合はその地方法人税額(税額としてマイナス) (40)-(41)の場合、(43)へ記入)				0

この申告による還付金額 (41)-(40)

この申告で申告される修場正合

この申告により前付すべき地方法人税額 (74)

送付を受ける金融機関

銀行 本店・支店 出金所 預金 農協・漁協 本所・支所

ゆうちょ銀行の貯金記号番号

※ 税務署処理欄

税理士署名押印

御注意

1 全支店関係のある全支店関係の法人税額が、次(1)から(5)までのいずれかの法人(以下「大法人」といいます)との間に完全な支配関係がある法人(以下「小法人」といいます)に該当する場合は、小法人を大法人として申告し、大法人の法人税額に小法人の法人税額を加算して申告します。

2 (1)全支店関係のある全支店関係の法人税額が、次(1)から(5)までのいずれかの法人(以下「大法人」といいます)との間に完全な支配関係がある法人(以下「小法人」といいます)に該当する場合は、小法人を大法人として申告し、大法人の法人税額に小法人の法人税額を加算して申告します。

(2)全支店関係のある全支店関係の法人税額が、次(1)から(5)までのいずれかの法人(以下「大法人」といいます)との間に完全な支配関係がある法人(以下「小法人」といいます)に該当する場合は、小法人を大法人として申告し、大法人の法人税額に小法人の法人税額を加算して申告します。

(3)全支店関係のある全支店関係の法人税額が、次(1)から(5)までのいずれかの法人(以下「大法人」といいます)との間に完全な支配関係がある法人(以下「小法人」といいます)に該当する場合は、小法人を大法人として申告し、大法人の法人税額に小法人の法人税額を加算して申告します。

(4)全支店関係のある全支店関係の法人税額が、次(1)から(5)までのいずれかの法人(以下「大法人」といいます)との間に完全な支配関係がある法人(以下「小法人」といいます)に該当する場合は、小法人を大法人として申告し、大法人の法人税額に小法人の法人税額を加算して申告します。

(5)全支店関係のある全支店関係の法人税額が、次(1)から(5)までのいずれかの法人(以下「大法人」といいます)との間に完全な支配関係がある法人(以下「小法人」といいます)に該当する場合は、小法人を大法人として申告し、大法人の法人税額に小法人の法人税額を加算して申告します。

別表一(二) 各連結事業年度の連結所得に係る申告書(普通法人(特定の医療法人を除く))...平成二十六年・十一以後開始連結事業年度等分

改正後

(8 別表一の二 (一) 次葉)

		連 結 業 年 度 等	・	・	法人名		
法 人 税 額 の 計 算							
連結親法人が中小法人の場合	(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	48	000	(48)の15%相当額	52		
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額(1)-(48)	49	000	(49)の25.5%又は23.9%相当額	53		
	連結所得金額(48)+(49)	50	000	法人税額(52)+(53)	54		
その人の場合	連結所得金額(1)	51	000	法人税額(51)の25.5%又は23.9%相当額	55		
地 方 法 人 税 額 の 計 算							
	連結所得の金額に対する法人税額(52)	56	000	(56)の4.4%相当額	58		
	課税連結留保金額に対する法人税額(53)	57	000	(57)の4.4%相当額	59		
この申告が修正申告である場合の計算							
法人税額の計算	この申告前の	連結所得金額又は連結欠損金額	60		連結所得の金額に対する法人税額	68	
		課税土地譲渡利益金額	61		課税連結留保金額に対する法人税額	69	
		課税連結留保金額	62		課税標準法人税額(68)+(69)	70	000
		法人税額	63		確定地方法人税額	71	
		還付金額	64	外	中間還付額	72	
	この申告による納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額(19-(63)若しくは(19+64)又は(64-72))	65	00	欠損金の繰戻しによる還付金額	73		
この申告前の	連結欠損金の当期控除額	66		この申告による納付すべき地方法人税額(42-71)若しくは(42+72+73)又は((72-43)+(73-43の外書))	74	00	
	翌期へ繰り越す連結欠損金	67					

改正前

(8 別表一の二 (一) 次葉)

		連 結 業 年 度 等	・	・	法人名		
法 人 税 額 の 計 算							
連結親法人が中小法人の場合	(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	48	000	(48)の15%相当額	52		
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額(1)-(48)	49	000	(49)の25.5%相当額	53		
	連結所得金額(48)+(49)	50	000	法人税額(52)+(53)	54		
その人の場合	連結所得金額(1)	51	000	法人税額(51)の25.5%相当額	55		
地 方 法 人 税 額 の 計 算							
	連結所得の金額に対する法人税額(52)	56	000	(56)の4.4%相当額	58		
	課税連結留保金額に対する法人税額(53)	57	000	(57)の4.4%相当額	59		
この申告が修正申告である場合の計算							
法人税額の計算	この申告前の	連結所得金額又は連結欠損金額	60		連結所得の金額に対する法人税額	68	
		課税土地譲渡利益金額	61		課税連結留保金額に対する法人税額	69	
		課税連結留保金額	62		課税標準法人税額(68)+(69)	70	000
		法人税額	63		確定地方法人税額	71	
		還付金額	64	外	中間還付額	72	
	この申告による納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額(19-(63)若しくは(19+64)又は(64-72))	65	00	欠損金の繰戻しによる還付金額	73		
この申告前の	連結欠損金の当期控除額	66		この申告による納付すべき地方法人税額(42-71)若しくは(42+72+73)又は((72-43)+(73-43の外書))	74	00	
	翌期へ繰り越す連結欠損金	67					

別表一の二(一)次葉 平二十七・四・一以後終了連結事業年度等分(平二十六・十・一以後開始連結事業年度等分)

別表一の二(一)次葉 平二十六・十・一以後開始連結事業年度等分